****

**Open Chainオープンソースポリシーテンプレート**

このテンプレートの焦点は、質の高いオープンソースコンプライアンスプログラムの主要な要件の適用を支援することにある。このテンプレートは、オープンソースの法的コンプライアンスに焦点を当てて、組織がオープンソースコードを選択、分類、組み込み、公開するのに役立つポリシーテキストのサンプルを提供する。企業は、独自のオープンソースポリシーを完成させる際に、ビジネス要件、エンジニアリング要件、組織間/プロジェクト間の関係に関連するその他の事項を考慮する必要があるかもしれない。

この種のポリシー資料は、Linux FoundationのOpen Chainの姉妹プロジェクトであるTODO Groupから入手することができる。その参考資料やテンプレート資料はこちら： <https://github.com/todogroup/policies>

**Open Chainオープンソースポリシーテンプレートの仕組み**

テンプレートポリシーのテキストはすべて 次頁のOpen Chainオープンソースポリシーテンプレートに含まれている。

* [OCS§] 関連するOpen ChainSpecification v2.1、ISO規格(ISO/IEC 5230:2020)の特定セクションの項番
* [Open ChainSpecification v2.1、ISO/IEC 5230:2020] Open ChainSpecification v2.1、ISO規格(ISO/IEC 5230:2020)のテキスト
* [カテゴリ] H = ヘディング

RQ = 要件

RT = 論理的根拠

VM = 検証用素材

TX = サポートポリシーテキスト

* [Q NO.]および[コンフォーマンスに関する質問] Open Chain自己認証質問書の対応する質問番号と質問
* [一般的なポリシーサンプル] 特定のOpen Chain仕様要件(通常は関連する検証アーティファクトと照合するが、定義を採用することもある)に対応するポリシーテキストのサンプル
* [財団向けポリシーサンプル] 財団向けのポリシーテキストのサンプル

**付録1 - 役割と責任の例**

Open Chain仕様で定義された実践と手順の、管理と実装に関わる個人の役割と責任の例、および必要なコンピテンシーの概要を示したものである。

それぞれの役割について、その役割に必要な能力を高いレベルと詳細なレベルで簡潔に説明している。

**付録2 - ライセンスグリッドの例**

要件と効果で分類されているオープンソースライセンスのサンプルリストである。SPDXの識別子を使用しており、可能性があるライセンスのごく一部を掲載している。各組織が独自にライセンスを作成することを想定している(また、独自のライセンスを追加することも考えられる)。

この例は、Open Chain Project ではサポートされていない。この文章に関してサポートが必要な場合は、英国のMoorcrofts LLPまたはOrcro Limitedに問い合わせください。

**付録3 - ソースの受け入れプロセスの例**

こちらはあくまでもサンプルであり、各組織の特定のニーズに合わせて大幅に変更される可能性がある。

コードを組み込むべきかどうか、またどのように組み込むかを決定するための基準とプロセスのセットである。

ソースの受け入れ可能性のステップ、ユースケースの分類法、ライセンス以外の要素(コードの品質など)に基づいて、与えられたコードの一部が与えられた基準内で受け入れ可能かどうかを判断するための基準のセット、そして最後にライセンスに基づいてコードを選択するための基準のセットをカバーしている。

この例は、Open Chain Project ではサポートされていない。この文章に関してサポートが必要な場合は、英国のMoorcrofts社またはOrcro社にお問い合わせください。

**付録4 - インシデントプロセスの例**

ネガティブなコンプライアンス事象に対して、トリアージ、評価、および優先順位付けする際に役立つ、インシデントプロセスおよび重大度基準のセットである。

この例は、Open Chain Project ではサポートされていない。この文章に関してサポートが必要な場合は、英国のMoorcrofts社またはOrcro社にお問い合わせください。

**付録5 - トレーニングモジュールと要件の例**

適切なプログラムの参加者に提供可能なさまざまなトレーニングモジュールの例を示したものである。どのモジュールがどの役割/個人に適しているかを示すグリッドがある。グリッド内の数字(1)は、その役割/個人がそのモジュールを受講できることを示す。高度なトピックを示すために、他の数字を使用することを検討してもよい(1は基本、2は中級、3は上級)。

**ライセンスに関する注意事項**

これはOpen Chain Specification 2.1に対応したOpen Source Policy Templateのリリース6である。

Open Chain Specification release 2.1のテキストが、Open ChainオープンソースポリシーテンプレートのOpen Chain Specification v2.1、ISO/IEC 5230:2020列に記載されている。このテキストはCreative Commons -BY-4.0でライセンスされており、著作権はOpen Chain Projectにある(openchainproject.orgをご参照ください)。

この文書の残りの部分は、CC-0でリリースされている。Open Chain Project(openchainproject.org)とOrcro Limited(orcro.co.uk)への謝辞が求められるが必須ではない。

**他言語へ翻訳の注意点**

世界的な採用を促進するために、私たちはこの仕様書をさまざまな言語に翻訳することを歓迎する。

Open Chainはオープンソースプロジェクトとして機能しているため、翻訳は、翻訳のために時間と専門知識を提供してくれる人々によって行われている。

翻訳は、

i).CC-0ライセンス(または他の適用可能なライセンス)の条件の下で提供され、

ii).プロジェクトの翻訳ポリシーと一致している。

ポリシーの詳細と利用可能な翻訳は、Open Chainプロジェクトのwikiで確認できる。[https://wiki.linuxfoundation.org/Open Chain/spec-translations](https://wiki.linuxfoundation.org/openchain/spec-translations)

これはOpen Chain Projectからの公式な翻訳である。 英語の原文<<https://github.com/OpenChain-Project/Reference-Material/raw/master/Open-Source-Policy/Official/2.1/en/Open-Source-Policy-Template-en-OpenChain2.1-ISO5230.xlsx>>から翻訳されている。この翻訳と英語版の間に混乱が生じた場合は、英語の原文が優先されるものとする。

**連絡先**

Moorcrofts LLPの連絡先はmoorcrofts.com、Orcro Limitedはorcro.co.ukとなっている。

| **Open Chainオープンソースポリシーテンプレート** | | | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **OCS§** | **Open Chain仕様v2.1、ISO/IEC 5230:2020** | **カテゴリ** | **Q NO.** | **コンフォーマンスに関する質問** | **一般的なポリシーサンプル** | **財団向けポリシーサンプル** |
|  |  | TX |  |  | (A)[COMPANY]は、オープンソースライセンスが、さらなる許可を求めることなく、ソフトウェアの使用、研究、改良および共有を許可することを理解している。  オープンソースソフトウェアは、広がりのある貴重な資源であり、  A1)高品質なソフトウェアおよびソフトウェアベースのサービスを提供する  A2)ベンダーロックインを低減する  A3)セキュリティ上の問題が発生する可能性を低減する  A4)開発期間を短縮する  A5)開発者コミュニティへのアクセスを許可する  A6)熟練した満足度の高いスタッフの獲得と維持を支援する | * [FOUNDATION]は、オープンな開発を約束しており、フリーでオープンなソースソフトウェアは、コストに見合った価値を提供すると同時に、最高品質のソフトウェアを提供するための最良の枠組みを提供すると信じている。 |
|  |  | TX |  |  | (B)[COMPANY]はまた、オープンソースまたはプロプライエタリ・ソフトウェアを使用することはいくつかのリスクをもたらすことを理解しており、以下についても認識している。  B1)オープンソースソフトウェアが自動的に高品質になるわけではない  B2)オープンソースのライセンスは複雑であり、ライセンス条件の遵守には、慎重な検討、文書化、プロセスの遵守が必要  B3)その他、オープンソースソフトウェアと類似した性質を持つソフトウェア(非商用、共有ソースなど)は、オープンソースソフトウェアではない  B4)オープンソースソフトウェアの不適切な展開や配布は、知的財産権の侵害につながる可能性がある。このような違反は、ソースコードを含む当社の営業秘密を公開することでしか是正できない可能性がある  B5)オープンソースのコードやパフォーマンスに対する保証を見つけるのは難しいかもしれない  B6)オープンソースソフトウェアは、誤解されたり、お客様や投資家から不審に思われたりすることがある | * [FOUNDATION]は、オープンソースソフトウェアを使用することには、いくつかのリスク(特に、ライセンス条項に従わなかった場合の影響)があることを認識している。 * 適切なポリシー、慣行、手順を採用することで、これらのリスクに対処し、最小限に抑えることができる。 * 本ポリシーは、オープンソースライセンスコンプライアンスの業界標準であるOpen Chain Specification v2.1､ ISO/IEC 5230:2020に準拠している。 |
|  |  | TX |  |  | (C)本ポリシーの目的は、主に適用されるライセンス条項の違反に関連するリスクを軽減しながら、[COMPANY]がオープンソースソフトウェアから最高のビジネス価値を得るように支援することである。  すべてのプログラム参加者は、例えばトレーニング、社内Wiki/知識ベースなどを通じて、このポリシーを認識する。 | * 本ポリシーの目的は[FOUNDATION]がオープンソースソフトウェアを最大限に活用するための指針となるとともに、ライセンス条件の不遵守によるリスクを理解し、軽減することにある。 * あなたがプロジェクトの外部貢献者である場合、本ポリシーに拘束されないが、財団のコードベースに組み込むコードを選択する方法について、あなたが持つかもしれない質問に答えるのに役立つので、ぜひ本ポリシーをご覧になってください。 * ただし、財団の[Developer Certificate of Origin][Apache-style CLA]に署名する必要があるので、こちら[リンク]を参照のこと。 |
| 2.1 | **コンプライアンス成果物**   * コンプライアンスプログラムの成果物であり、提供されたソフトウェアに付随する成果物のコレクションである。 * この成果物には、帰属表示、ソースコード、ビルドおよびインストールスクリプト、ライセンスのコピー、著作権表示、変更通知、書面による申し出、オープンソースコンポーネントの部品表、SPDX文書などのうち、1つまたは複数のものが含まれる(ただし、これらに限定されない)。 | TX |  |  | **コンプライアンス成果物**   * 提供されるソフトウェアリリースの各コンポーネントに対するオープンソース管理プログラムの成果物。 * これには、ソースコード、帰属表示、著作権表示、ライセンスのコピー、変更通知、書面による申し出、オープンソースコンポーネントの部品表、SPDX文書などの1つまたは複数が含まれる(ただし、これらに限定されない)。 | **コンプライアンス成果物**   * 提供されるソフトウェアリリースの各コンポーネントに対するオープンソース管理プログラムの成果物。 * これには、ソースコード、帰属表示、著作権表示、ライセンスのコピー、変更通知、書面による申し出、オープンソースコンポーネントの部品表、SPDX文書などの1つまたは複数が含まれる(ただし、これらに限定されない)。 |
| TX |  |  | **コンプライアンスログブック**：   * 特定のリリースで提供されるソフトウェアに適用されるライセンスの要件に準拠するために第三者が利用できるコンプライアンス成果物の完全なセットで、コンプライアンスを確保するために適切な形で提供される(例えば、ライセンステキストへのリンクではなく、ライセンステキストが必要な場合がある)。 | **コンプライアンスログブック**   * 特定のリリースで提供されるソフトウェアに適用されるライセンスの要件に準拠するために第三者が利用できるコンプライアンス成果物の完全なセットで、コンプライアンスを確保するために適切な形で提供される(例えば、ライセンステキストへのリンクではなく、ライセンステキストが必要な場合がある)。 |
| 2.2 | **識別されたライセンス**   * 提供されるソフトウェアが構成されているオープンソースコンポーネントを識別する適切な方法に従った結果、識別された一連のオープンソースソフトウェアのライセンス。 | TX |  |  | **識別されたライセンス**   * 提供されるソフトウェアが構成されているオープンソースコンポーネントを識別する適切な方法に従った結果、識別された一連のオープンソースソフトウェアのライセンス。 | **識別されたライセンス**   * 提供されるソフトウェアが構成されているオープンソースコンポーネントを識別する適切な方法に従った結果、識別された一連のオープンソースソフトウェアのライセンス。 |
| 2.3 | **Open Chain適合**   * このドキュメントのすべての要件を満たすプログラム。 | TX |  |  | **Open Chain適合**   * Linux FoundationのOpen Chain Specification v2.1､ ISO/IEC 5230:2020の要件をすべて満たしているプログラム。 | **Open Chain適合**   * Linux FoundationのOpen Chain Specification v2.1､ ISO/IEC 5230:2020の要件をすべて満たしているプログラム。 |
| 2.4 | **オープンソース**   * Open Source Initiativeが発行したthe Open Source Definition(opensource.org/osdを参照)またはFree Software Foundationが発行したthe Free Software Definition　(gnu.org/philosophy/freebsd-sw.htmlを参照)または同様のライセンスを満たす1つまたは複数のライセンスに従うソフトウェア。 | TX |  |  | **オープンソース**   * Open Source Initiativeが発行したthe Open Source Definition(opensource.org/osdを参照)またはFree Software Foundationが発行したthe Free Software Definition (gnu.org/philosophy/freebsd-sw.htmlを参照)または同様のライセンスを満たす1つまたは複数のライセンスに従うソフトウェア。 | **オープンソース**   * Open Source Initiativeが発行したthe Open Source Definition(opensource.org/osdを参照)またはFree Software Foundationが発行したthe Free Software Definition(gnu.org/philosophy/freebsd-sw.htmlを参照)または同様のライセンスを満たす1つまたは複数のライセンスに従うソフトウェア。 |
| TX |  |  | **オープンソースコンプライアンスボードメンバ**   * [COMPANY]のオープンソースコンプライアンスプログラムに全体的な責任を持つ[COMPANY]の取締役会に参加している個人。 | **オープンソースコンプライアンスボードメンバ：**   * [FOUNDATION]のオープンソースコンプライアンスプログラムに総合的な責任を持つ[FOUNDATION]の[ボード]に参加している個人。 |
| TX |  |  | **オープンソースコンプライアンスリード**   * 付録1に詳述されているように[COMPANY]内でオープンソースコンプライアンス問題に日常的に責任を持つ個人。 | **オープンソースコンプライアンスリード**   * 付録1に詳述されているように[FOUNDATION]内でオープンソースコンプライアンス問題に日常的に責任を持つ個人。 |
| TX |  |  | **オープンソースリエゾン**   * 外部からのオープンソースコンプライアンスに関する問い合わせや、外部プロジェクトとのオープンソース支援活動に対応する責任者。 * 詳細は付録1に記載されている。 | **オープンソースリエゾン**   * 外部からのオープンソースコンプライアンスに関する問い合わせや、外部プロジェクトとのオープンソース支援活動に対応する責任者。 * 詳細は付録1に記載されている。 |
| TX |  |  | **オープンソースログ**   * [COMPANY]のオープンソースコードの選択と組み込みに関連する決定、質問、回答の[チケットシステム]に保管された記録。 | **オープンソースログ**   * [FOUNDATION] のオープンソースコードの選択と組み込みに関連する決定、質問、回答の[チケットシステム]に保管された記録。 |
| 2.5 | **プログラム**   * 組織のオープンソースライセンスコンプライアンス活動を構成する一連のポリシー、プロセス、および人員。 | TX |  |  | **プログラム**   * 組織のオープンソースライセンスコンプライアンス活動を構成する一連のポリシー、プロセス、および人員。 | **プログラム**   * 組織のオープンソースライセンスコンプライアンス活動を構成する一連のポリシー、プロセス、および人員。 |
| 2.6 | **プログラム参加者**   * 提供されたソフトウェアを定義し、貢献し、準備する責任を負う組織の従業員または請負業者を指す。 * 組織によっては、ソフトウェア開発者、リリースエンジニア、品質エンジニア、製品マーケティング、製品管理などが含まれる(ただし、これらに限定されない)。 | TX |  |  | **プログラム参加者**   * 提供されたソフトウェアを定義し、貢献し、準備する責任を負う組織の従業員または請負業者を指す。 * 組織によっては、ソフトウェア開発者、リリースエンジニア、品質エンジニア、製品マーケティング、製品管理などが含まれる(ただし、これらに限定されない)。 | **プログラム参加者**   * 提供されたソフトウェアを定義し、貢献し、準備する責任を負う組織の従業員または請負業者を指す。 * 組織によっては、ソフトウェア開発者、リリースエンジニア、品質エンジニア、製品マーケティング、製品管理者などが含まれる(ただし、これらに限定されない)。 * また、本ポリシーに従ってコードが提出され、組み込まれるように選択されている場合には、外部からのコードの提供者は含まれない。 |
| 2.7 | **SPDX**   * Linux Foundation の SPDX (Software Package Data Exchange)ワーキンググループによって作成された、ライセンスや著作権情報を含む、ソフトウェアパッケージの部品表を交換するためのフォーマット規格(spdx.org を参照)。 | TX |  |  | **SPDX**   * Linux Foundation の SPDX (Software Package Data Exchange)ワーキンググループによって作成された、ライセンスや著作権情報を含む、ソフトウェアパッケージの部品表を交換するためのフォーマット規格(spdx.org を参照)。 | **SPDX**   * Linux Foundation の SPDX (Software Package Data Exchange)ワーキンググループによって作成された、ライセンスや著作権情報を含む、ソフトウェアパッケージの部品表を交換するためのフォーマット規格(spdx.org を参照)。 |
| 2.8 | **提供ソフトウェア**：   * 組織が第三者(他の組織や個人など)に配布するソフトウェア。 | TX |  |  | **提供ソフトウェア**：   * 組織が第三者(他の組織や個人など)に配布するソフトウェア(または、APIやウェブインターフェースなどを介して第三者が利用できるようにするソフトウェア)。 | **提供ソフトウェア**   * 組織が第三者(他の組織や個人など)に配布するソフトウェア。 |
| 2.9 | **検証資料**   * 仕様書の所定の要求事項が満たされていることを証明する資料。 * ISOとIECは、標準化に使用するための用語データベースを以下のアドレスで公開している。   - ISOオンライン閲覧プラットフォーム： https：//www.iso.org/obp で利用可能  - IEC Electropedia： http：//www.electropedia.org/ で入手可能。 | TX |  |  | **検証資料**   * Open Chain Specification v2.1、ISO/IEC 5230:2020の所定の要求事項が満たされていることを証明する資料。 | **検証資料**   * Open Chain Specification v2.1、ISO/IEC 5230:2020の所定の要求事項が満たされていることを証明する資料。 |
| 3 | 要求事項 | H |  |  |  |  |
| 3.1 | プログラム基盤 | H |  |  |  |  |
| 3.1.1 | ポリシー | H |  |  |  |  |
| 3.1.1.0 | * 提供されるソフトウェアのオープンソースライセンスの遵守を規定する、書面によるオープンソースポリシーが存在すること。 * このポリシーは社内で周知されていなければならない。 | RQ |  |  |  |  |
| 3.1.1.1 | * オープンソースポリシーの文書化。 | VM | 1.a | * 提供されるソフトウェアの配布におけるオープンソースライセンスの遵守を規定する文書化されたポリシーがあるか？(例：トレーニング、社内Wiki、またはその他の実用的なコミュニケーション方法を介して) | * [COMPANY]のオープンソースポリシーは、イントラネットの[リンク]に掲載されている。 | * [FOUNDATION]のオープンソースポリシーは[以下のURL]で[Github]で公開されている。 |
| 3.1.1.2 | * プログラム参加者にオープンソースポリシーの存在を認識させる手順の文書化(例：研修、社内Wiki、その他の実用的なコミュニケーション方法などを介して)。 | VM | 1.b | * オープンソースポリシーの存在をすべてのソフトウェアスタッフに伝える手順を文書化しているか？ | * すべてのプログラム参加者は、導入プロセスにおいて、オープンソースポリシー、関連するトレーニングポリシーおよびその場所を認識する。 * これは[導入チェックリスト｜HRシステム]に記録される。 | * すべてのプログラム参加者は、導入プロセスにおいて、オープンソースポリシー、関連するトレーニングポリシーおよびその場所を認識する。 * これは[導入チェックリスト]に記録される。 |
| 3.1.1.R | * オープンソースポリシーの存在をプログラム参加者に認識させるために、作成、記録する手順を確実に踏む。ここでは、ポリシーに含まれるべき内容についての要件は示されていないが、他のセクションではポリシーに関する要件が課されている場合がある。 | RT |  |  |  |  |
| 3.1.2 | コンピタンス | H |  |  |  |  |
| 3.1.2.0 | * 組織は、以下のとおりとする。   - プログラムのパフォーマンスと有効性に影響を与える役割と、それらの役割に対応する責任を特定する  - 各役割を果たすプログラム参加者の必要な能力を決定する  - プログラム参加者が、適切な教育、訓練、および/または経験に基づいて能力を有することを保証する  - 必要に応じて、必要な能力を獲得するための行動をとる  - 適切な文書化された情報を能力の証拠として保持する | RQ |  |  |  |  |
| 3.1.2.1 | * プログラムに参加するさまざまな人の役割とそれに対応する責任を文書化したリスト。 | VM | 1.c | * プログラムのパフォーマンスと有効性に影響を与える役割と、それに対応する責任を特定したか？ | * [COMPANY]のプログラム参加者の役割とそれに対応する責任のリストは[サンプルは付録1を参照]に掲載されている。 | * [FOUNDATION]のプログラム参加者の役割とそれに対応する責任のリストは[サンプルは付録1を参照]に掲載されている。 |
| 3.1.2.2 | * 各役割のコンピテンシーを明らかにした文書。 | VM | 1.d | * それぞれの役割に必要なコンピテンシーを特定し、文書化しているか？ | * [COMPANY]のプログラム内の各役割のコンピテンシーのリストは[サンプルは付録1を参照]に掲載されている。 | * [FOUNDATION]のプログラム内の各役割のコンピテンシーのリストは[サンプルは付録1を参照]に掲載されている。 |
| TX |  |  | * すべてのプログラム参加者は、それぞれの役割に必要なコンピテンシーをカバーするトレーニング、および最低でも基礎的なトレーニングを受けなければならない。 * 付録5には、各役割に必要なトレーニング要件の詳細が記載されている。 | * [FOUNDATION] のプログラム参加者は全員、それぞれの役割に必要なコンピテンシーをカバーするトレーニング、および最低でも基礎トレーニングを受けなければならない。 * 付録5には、各役割のトレーニング要件の詳細が記載されている。 |
| 3.1.2.3 | * 各プログラム参加者のコンピテンシーを評価した証拠を文書化したもの。 | VM | 1.e | * 各プログラム参加者の能力を評価した証拠を文書化しているか？ | * すべてのプログラム参加者は評価を受け、評価の記録は[[COMPANY]内の学習管理システムに][人事部により保管され][少なくとも6年間]保持される。 | * すべてのプログラム参加者は評価を受け、評価の記録は[FOUNDATION]が[少なくとも6年間]保持することになっている。 |
| 3.1.2.R | * プログラム参加者が、それぞれの役割と責任に対して十分なレベルの能力を獲得していることを確認する。 | RT |  |  |  |  |
| 3.1.3 | * アウェアネス | H |  |  |  |  |
| 3.1.3.0 | * 組織は、プログラム参加者が以下を認識するようにしなければならない。   - オープンソースのポリシー  - 関連するオープンソースの目的  - プログラムの有効性に対する貢献度  - プログラムの要求に従わない場合の影響 | RQ | 1.f | * 以下の項目について、従業員の意識を示す証拠があるか？   1.f.i オープンソースポリシーとそれをどこで見つけるか？  1.f.ii 関連するオープンソースの目的  1.f.iii プログラムの有効性を確保するために期待される貢献  1.f.iv プログラムの要求事項に従わなかった場合の影響 | * オープンソースポリシーのコピーは[リンク]で参照できる。 * オープンソースの目標は、このポリシーの序文に記載されている。 * あなたは、このポリシーの背景にある根拠や内容を理解することで、プログラムの有効性に貢献することができる。 * これには、ビジネス慣行について常に最新の情報を得ることや、現在のソフトウェア開発の慣行および技術について常に最新の情報を得ることが含まれる。 * これには[情報源]などのニュースソースをフォローしたり[リストフォーラムやメーリングリスト]に参加したり、トレーニング活動を行ったりすることが有効である。 * このポリシー、またはオープンソースに関連する当社の慣行および手順について質問がある場合は[オープンソースコンプライアンスリード-付録1を参照]まで連絡のこと。 * [COMPANY]がこのポリシーを遵守することは重要であり、これを怠ると以下のようなことにつながる可能性がある。 * 使用するコードの著作権またはその他の知的財産権の保有者からの法的請求 * 顧客からのクレーム * [COMPANY]の独自コードの不用意な公開 * 罰金につながる可能性のある[COMPANY]による規制義務違反 * 評判の低下 * 収益の損失 * サプライヤーと顧客との契約違反 * このため、このポリシーの違反を真剣に受け止めており、ポリシーに違反した個人は[COMPANY]の懲戒手続きの対象となる可能性がある。 | * このオープンソースポリシーは[リンク]で公開されており、今後も公開される予定である。 * オープンソースの目標は、このポリシーの序文に記載されている。 * あなたは、このポリシーの背景にある根拠や内容を理解することで、プログラムの有効性に貢献することができる。 * これには、活動や慣行について常に最新の情報を得ることや、現在のソフトウェア開発の慣行および技術について常に最新の情報を得ることが含まれる。 * これには[情報源]などのニュースソースをフォローしたり[リストフォーラムやメーリングリスト]に参加したり、トレーニング活動を行ったりすることが有効である。 * このポリシー、またはオープンソースに関連する財団の慣行および手順について質問がある場合は[オープンソースコンプライアンスリード-付録1を参照]まで連絡のこと。 * [FOUNDATION]がこのポリシーを遵守することは重要であり、これを怠ると以下のようなことにつながる可能性がある。 * 使用するコードの著作権またはその他の知的財産権の保有者からの法的請求 * コードの受信者からのクレーム * 公開してはいけないコードの不用意な公開 * 罰金につながる可能性のある[FOUNDATION]による規制義務違反 * 評判の低下 * 資金の喪失 * 契約違反 * このため、このポリシーの違反を真剣に受け止めており、ポリシーに違反した個人は[FOUNDATION]の懲戒処分の対象となる可能性がある。 |
| 3.1.3.1 | * プログラム参加者の意識を評価した証拠を文書化したもの。 * プログラムの目的、プログラム内での自分の貢献度、プログラム不適合の影響を含むべきである。 | VM |  |  | * [COMPANY]の研修・評価プログラムは、あなたが参加する各プログラムの目的、プログラム内でのあなたの役割、そして不適合の場合の会社と個人への影響を網羅している。 * あなたの評価の証拠は[人事部門によってメンテナンスされている] [[COMPANY]の学習管理システムに含まれている]。 | * [FOUNDATION]の研修・評価プログラムは、あなたが参加する各プログラムの目的、プログラム内でのあなたの役割、不適合の場合の[FOUNDATION]および個人への影響を網羅している。 * あなたの評価の証拠は[FOUNDATION]が ([FOUNDATION]の人事データ保持/破棄ポリシーに沿って 保持する。 |
| 3.1.3.R | * プログラム参加者が、プログラム内でのそれぞれの役割と責任について、十分なレベルの認識を得ていることを確認する。 | RT |  |  |  |  |
| 3.1.4 | * プログラムの範囲 | H |  |  |  |  |
| 3.1.4.0 | * 異なるプログラムは、異なるレベルのスコープで管理されることがある。 * 例えば、1つのプログラムは、1つの製品ライン、部門全体、または組織全体を管理することがでる。 * スコープの指定は、プログラムごとに宣言する必要がある。 | RQ | 1.g | * プログラムの範囲を決定するためのプロセスがあるか？ | * オープンソースコンプライアンスリードは[COMPANY]内の新しいプロジェクトの開始時に、そのプロジェクトもプログラムの範囲内に含まれるべきかどうかを検討し、もしそうであれば、その提案はオープンソースコンプライアンス理事を通じて理事会メンバになされるものとし、もしその提案が採用された場合、プログラムの範囲、および必要であれば本ポリシーは適宜修正されるものとする。 * また、オープンソースコンプライアンスリードは、プログラムの範囲の見直しが適切であると判断した場合にはいつでも、同じプロセスに従って見直しを開始することができる。 | * オープンソースコンプライアンスリードは[FOUNDATION]内で新しいプロジェクトが開始される際に、そのプロジェクトもプログラムの範囲に含めるべきかどうかを検討し、含める場合には、オープンソースコンプライアンス理事を通じて[理事会メンバ]にその提案を行い、その提案が採用された場合には、プログラムの範囲、および必要に応じて本ポリシーを適宜修正するものとする。 * また、オープンソースコンプライアンスリードは、プログラムの範囲の見直しが適切であると考えられる場合にはいつでも、同じプロセスに従って見直しを開始することができる。 |
| 3.1.4.1 | * プログラムの範囲と限界を明確に定義した書面。 | VM | 1.h | * プログラムの範囲と限界を明確に定義した書面があるか？ | * このオープンソースポリシーは[[COMPANY]が提供する、または外部に配布するすべての製品]を対象とする。 * [将来的には、[COMPANY]は異なる製品やプロジェクトが異なるプログラムの一部であることと、各プログラムは異なる範囲を持つことを決定する]。 | * このオープンソースポリシーは[FOUNDATION]のプログラムの下で開発されたプロジェクトを対象としている。 * [将来的には、[FOUNDATION]は異なる製品やプロジェクトが異なるプログラムの一部であることと、各プログラムは異なる範囲を持つことを決定する]。 |
| 3.1.4.R | * 組織のニーズに合わせて最適なプログラムを構築できる柔軟性を持たせること。 * ある組織は、特定の製品ラインのためのプログラムをメンテナンスすることを選択し、別の組織は、組織全体の提供ソフトウェアを管理するプログラムを導入する。 | RT |  |  |  |  |
| 3.1.5 | ライセンス義務 | H |  |  |  |  |
| 3.1.5.0 | * 識別されたライセンスをレビューして、各ライセンスによって付与される義務、制限および権利を決定するプロセスが存在する。 | RQ | 1.i | * オープンソースライセンスの義務、制限、権利をレビューするためのプロセスがあるか？ |  |  |
| 3.1.5.1 | * 識別された各ライセンスによって付与された義務、制限および権利をレビューし、文書化する手順。 | VM | 1.j | * 義務、制限、権利をレビューして文書化する手順があるか？ | * 識別された各ライセンスによって付与された義務、制限、および権利を確認し、文書化するための当社の手順は以下のとおり。 * [オープンソースコンプライアンスリード]は[付録2]に記載された基準に基づいて、ライセンスの予備的評価を行う * 疑問がある場合[オープンソースコンプライアンスリード]は[外部の法律顧問][その詳細は付録1に記載]にその質問を照会する * すべての決定の結果と関連する根拠(内部または外部)は、オープンソースログに記録される | * 識別された各ライセンスによって付与された義務、制限、および権利を確認し、文書化するための財団の手順は以下のとおり。 * [オープンソースコンプライアンスリード]は[付録2]に記載された基準に基づいて、ライセンスの予備的評価を行う * 疑問がある場合[オープンソースコンプライアンスリード]は[外部の法律顧問][その詳細は付録1に記載]にその質問を照会する * すべての決定の結果と関連する根拠(内部または外部)は、オープンソースログに記録される |
| 3.1.5.R | * 組織が遭遇する可能性のあるさまざまなユースケースについて、特定された各ライセンスのライセンス義務を検討し、特定するためのプロセスが存在することを保証する(要件3.3.2で定義されている)。 | RT |  |  |  |  |
| 3.2 | * 定義およびサポートされている関連タスク | H |  |  |  |  |
| 3.2.1 | * アクセス | H |  |  |  |  |
| 3.2.1.0 | * 外部からのオープンソースに関する問い合わせに効果的に対応するプロセスを維持する。 * 第三者がオープンソースのコンプライアンスに関する問い合わせを行うことができる手段を公開する。 | RQ | 2.a | * 外部からのオープンソースコンプライアンスに関する問い合わせを受け付ける責任者(「オープンソースリエゾン」)を配置しているか？ |  |  |
| 3.2.1.1 | * 第三者がオープンソースライセンスのコンプライアンスに関する問い合わせを行うことができる、公開された方法 (例： 公開された連絡用電子メールアドレス、またはLinux Foundationの Open Compliance Directory)。 | VM | 2.b | * オープンソースリエゾン機能は、公的に識別されているか？ (例えば、電子メールアドレスや Linux FoundationのOpen Compliance Directoryを通じて) | * オープンソースリエゾンの詳細は[外部向けウェブサイトへのリンク]を、オープンソースリエゾンのさらなる詳細については[付録1]を参照のこと。 | * オープンソースリエゾンの詳細は[外部向けウェブサイトへのリンク]を、オープンソースリエゾンのさらなる詳細については[付録1]を参照のこと。 |
| 3.2.1.2 | * 第三者からのオープンソースライセンスコンプライアンスに関する問い合わせに対応するための社内文書化された手順。 | VM | 2.c | * オープンソースコンプライアンスに関する問い合わせを受け付ける、対応する責任を割り当てる手順を文書化しているか？ | * [COMPANY]の外部からオープンソースコンプライアンスの問い合わせを受けた者は、オープンソースコンプライアンスリードと相談して[両方の詳細は付録1に記載]問い合わせに対処するための全体的な責任を持つオープンソースリエゾンにそれを照会するものとし、必要に応じて、問い合わせの全部または一部の処理を[COMPANY]内の適切な個人に割り当てるか、または適切と判断した場合には、詳細が[付録1に]記載されている外部法律顧問に割り当てるものとする。 | * オープンソースコンプライアンスの問い合わせを[FOUNDATION]外部から受けた者は、オープンソースリエゾンに照会するものとする。 * リエゾンは、オープンソースコンプライアンスリード[詳細は付録1に記載]と協議の上、問い合わせに対処する全体的な責任を負うものとし、必要に応じて、問い合わせの全部または一部の処理を[FOUNDATION]内部の適切な個人に割り当てるか、または適切と判断した場合には、詳細が[付録1に]記載されている外部法律顧問に割り当てるものとする。 |
| 3.2.1.R | * オープンソースのコンプライアンスに関する問い合わせについて、第三者が組織に連絡するための合理的な方法があり、組織が効果的に対応する準備ができていることを確認する。 | RT |  |  |  |  |
| 3.2.2 | * 効果的なリソースの確保 | H |  |  |  |  |
| 3.2.2.0 | * プログラムタスクの特定とリソースの確保。 * プログラムのタスクを確実に実行するために、責任者を任命する * プログラムのタスクには十分なリソースが投入されている * タスクを実行するための時間が割り当てられている * 十分な資金が割り当てられている * ポリシーとそれを支えるタスクをレビューし、更新するためのプロセスが存在する * オープンソースライセンスの遵守に関する法的専門知識には、そのような指導を必要とする可能性のある人々がアクセス可能である * オープンソースライセンスのコンプライアンス問題を解決するためのプロセスが存在する | RQ |  |  |  |  |
| 3.2.2.1 | * プログラムの役割を担う人物、グループ、または機能の名前を特定した文書。 | VM | 2.d | * 特定されたプログラムの役割をサポートする人物、グループ、機能を文書化したか？ | * オープンソースコンプライアンスリードは、日常的な社内のオープンソースコンプライアンス問題を主に担当し、[詳細が付録1に記載されているリストされた人物、グループおよびその機能]がサポートする。 | * オープンソースコンプライアンスリードは、日常的な社内のオープンソースコンプライアンス問題を主に担当し、[詳細が付録1に記載されているリストされた人物、グループおよびその機能]がサポートする。 * [FOUNDATION]は、オープンソースコンプライアンスリードの役割を第三者に委託することができるが、その第三者が[FOUNDATION]の内部にいる場合と同様に本ポリシーを遵守することが条件となる。 |
| 3.2.2.2 | * 特定されたプログラムの役割には、適切なスタッフが配置され、適切な資金が提供されている。 | VM | 2.e | * 特定されたプログラムの役割に適切なスタッフが配置され、適切な資金が提供されているか？ | * [COMPANY]は、特定されたプログラムの役割に人員が配置され、適切な資金が提供され、職務を遂行するための時間が割り当てられていることを保証すること。 * 識別されたプログラムの役割を担う者で、その役割に十分な人員と資金が与えられていないと考える者は、オープンソースコンプライアンスリードにその問題を提起しなければならず、リードはその問題を調査し、速やかに解決するように努めて、問題が効果的に解決されない場合は、オープンソースコンプライアンスのボードメンバーにその問題を提起しなければならない。 | * [FOUNDATION]は、特定されたプログラムの役割に人員が配置され、適切な資金が提供され、職務を遂行するための時間が割り当てられていることを保証すること。 * 識別されたプログラムの役割を担う者で、その役割に十分な人員と資金が与えられていないと考える者は、オープンソースコンプライアンスリードにその問題を提起しなければならず、リードはその問題を調査し、速やかに解決するように努めて、問題が効果的に解決されない場合は、オープンソースコンプライアンスのボードメンバーにその問題を提起しなければならない。 |
| 3.2.2.3 | * 社内外を問わず、オープンソースライセンスのコンプライアンス問題に対処するために利用できる法的専門家の特定。 | VM | 2.f | * 社内外を問わず、オープンソースのコンプライアンスに関連する法的専門家は特定されているか？ | * 当社は[コンプライアンスパートナーのOrcro LimitedにサポートされているMoorcrofts LLP]に法的および関連するアドバイスを依頼している。 * いかなる法的要請も、外部アドバイザーを関与させる必要があるかどうかを判断する[オープンソースコンプライアンスリード]に送られなければならない。 * 外部アドバイザーの有効性と適切性は、少なくとも年に一度、オープンソースコンプライアンスリードによって評価され、見直されるものとする。 | * 財団は[コンプライアンスパートナーのOrcro LimitedにサポートされているMoorcrofts LLP]に法的および関連するアドバイスを依頼している。 * いかなる法的要請も、外部アドバイザーを関与させる必要があるかどうかを判断する[オープンソースコンプライアンスリード]に送られなければならない。 * 外部アドバイザーの有効性と適切性は、少なくとも年に一度、オープンソースコンプライアンスリードによって評価され、見直されるものとする。 |
| 3.2.2.4 | * オープンソースのコンプライアンスに関する内部責任を割り当てる文書化された手順。 | VM | 2.g | * オープンソースのコンプライアンスに関する内部責任を割り当てる文書化した手順があるか？ | * オープンソースコンプライアンスリード[および<付録1に記載されている支援者、グループおよびその機能を列挙する>]は、日常的な内部コンプライアンス問題の解決に加え、本ポリシーの更新および見直しに主な責任を負うものとする。 * オープンソースコンプライアンスリードは以下の責任を負うものとする。 * 本ポリシーの見直し、実施、伝達 * オープンソースコンプライアンス関連のトレーニングやアセスメントの見直しと実施(人事部と連携) * オープンソースリエゾンの活動を統括する * 識別されたライセンスを分類する * 適切なフォーラム、ユーザーグループ、およびメーリングリストへの参加を含め、オープンソースのコンプライアンスに関する最新の問題を常に把握し、付録1に記載されている外部の法務(およびコンプライアンス)アドバイザーと定期的に連絡を取り合う * 理事会、特にオープンソースコンプライアンス理事に、このオープンソースポリシーの影響を受ける活動について最新の情報を提供する * [付録1に記載されている追加の担当者、グループ、およびその責任を列挙する] | * オープンソースコンプライアンスリード[および<付録1に記載されている支援者、グループおよびその機能を列挙する>]]は、日常的な内部コンプライアンス問題の解決に加え、本ポリシーの更新および見直しに主な責任を負うものとする。 * オープンソースコンプライアンスリードは以下の責任を負うものとする。 * 本ポリシーの見直し、実施、伝達 * オープンソースコンプライアンス関連のトレーニングやアセスメントの見直しと実施 * オープンソースリエゾンの活動を統括する * 識別されたライセンスを分類する * 適切なフォーラム、ユーザーグループ、およびメーリングリストへの参加を含め、オープンソースのコンプライアンスに関する最新の問題を常に把握し、付録1に記載されている外部の法務(およびコンプライアンス)アドバイザーと定期的に連絡を取り合う * 理事会、特にオープンソースコンプライアンス理事に、このオープンソースポリシーの影響を受ける活動について最新の情報を提供する * [付録1に記載されている追加の担当者、グループ、およびその責任を列挙する] |
| 3.2.2.5 | * コンプライアンス違反のケースのレビューと是正に対応するための文書化された手順。 | VM | 2.h | * コンプライアンス違反のケースのレビューと是正に対応するための手順を文書化しているか？ | * コンプライアンス違反の問題が提起された場合、オープンソースコンプライアンスリードは以下を行うものとする。  1. お問い合わせの受信を確認し、解決までの合理的な時間を提示する 2. 問い合わせが真の問題を開示しているかどうかを判断する(真の問題でない場合は、問い合わせ者に適宜対応する) 3. 真の問題であれば[付録4：インシデントの重要度基準]を適用して優先順位をつける 4. [付録4：インシデント対応基準]に従って、適切な対応を決定する 5. 基準に沿った対応を実施し、必要に応じて顧客の取引条件などを変更する 6. 以上のことをオープンソースログに記録する | * コンプライアンス違反の問題が提起された場合、オープンソースコンプライアンスリードは以下を行うものとする。  1. お問い合わせの受信を確認し、解決までの合理的な時間を提示する 2. 問い合わせが真の問題を開示しているかどうかを判断する(真の問題でない場合は、問い合わせ者に適宜対応する) 3. 真の問題であれば[付録4：インシデントの重要度基準]を適用して優先順位をつける 4. [付録4：インシデント対応基準]に従って、適切な対応を決定する 5. 基準に沿った対応を実施し、必要に応じて顧客の取引条件などを変更する 6. 以上のことをオープンソースログに記録する |
| 3.2.2.R | i) プログラムの責任が効果的にサポートされ、リソースが確保されていること  ii) ポリシーとサポートプロセスが定期的に更新され、オープンソースコンプライアンスのベストプラクティスの変化に対応していること  を確認する。 | RT |  |  |  |  |
| 3.3 | * オープンソースコンテンツのレビューと承認 | H |  |  |  |  |
| 3.3.1 | * 部品表 | H |  |  |  |  |
| 3.3.1.0 | * 提供されるソフトウェアを構成する各オープンソースコンポーネント(およびその識別されたライセンス)を含む部品表を作成および管理するプロセスが存在する。 | RQ |  |  | * 当社は、品質、ライセンス、実績、機能の各要件を満たすコードのみを、当社のコードベースおよび提供されるソフトウェアに確実に組み込むためのプロセスを持っている。 * すべてのコードは、組み込む前に承認されなければならず、すべてのコードの使用(およびその組み込みに至った決定)は、オープンソースログに適切に記録されなければならない。 | * 財団は、品質、ライセンス、実績、機能の各要件を満たすコードのみを、財団のコードベースおよび提供されるソフトウェアに確実に組み込むためのプロセスを持っている。 * すべてのコードは、組み込む前に承認されなければならず、すべてのコードの使用(およびその組み込みに至った決定)は、オープンソースログに適切に記録されなければならない。 * このプログラムの範囲内にあるすべてのプロジェクトは、サードパーティが標準的な[Contributor License Agreement/Developer Certificate of Origin]を締結しており、他に除外されていないことを条件に、サードパーティからの貢献を受け入れる。 * 外部のコントリビューターがサードパーティのコードを組み込むことを要求した場合、そのコードは、本ポリシーに定められたコード選択手順および要件に従って、オープンソースコンプライアンスリードまたは他の公認プログラム参加者によってのみコードベースに組み込まれるものとする。 * 外部のコントリビューターはこのポリシーを遵守する必要はないが、このポリシーを読んでよく理解しておくことを勧める。 * なぜなら、コードベースに組み込むことを提案するサードパーティのコードの出所に関する情報を提供するよう求められ、オープンソースコンプライアンスリード(または権限のあるプログラム参加者)が、このポリシーに従って、そのコードを含めるべきかどうかを判断できるようにするためである。 * 含めるための基準を理解する(サードパーティコードの検討を始める前に適切な質問をする)ことは、貢献者とオープンソースコンプライアンスリードの両方にとって時間の節約になる。 |
| 3.3.1.1 | * 提供されるソフトウェアが構成されているオープンソースコンポーネントの集合体に関する情報を特定、追跡、レビュー、承認、およびアーカイブ化するための文書化された手順。 | VM | 3.a | * 提供されるソフトウェアのリリースが構成されているオープンソースコンポーネントの集合体に関する情報を特定、追跡、アーカイブ化するための手順が文書化されているか？ | * 本ポリシーに基づいて行われたすべての決定は、背景、決定内容、日付、要求元、決定者の名前などの詳細をオープンソースログに記録するものとする。 * オープンソースログは毎年見直され、現在使用されていない、または配布されていないコードに関するエントリにはフラグが立てられるものとする。 * そのようなエントリはすべて、フラグが立てられてから[3年]後にアーカイブ化され[6年]後に匿名化されるものとする。 | * 本ポリシーに基づいて行われたすべての決定は、背景、決定内容、日付、要求元、決定者の名前などの詳細をオープンソースログに記録するものとする。 * オープンソースログは毎年見直され、現在使用されていない、または配布されていないコードに関するエントリにはフラグが立てられるものとする。 * そのようなエントリはすべて、フラグが立てられてから[3年]後にアーカイブ化され[6年]後に匿名化されるものとする。 |
| 3.3.1.2 | * ドキュメント化された手順に適切に従ったことを証明する、提供されたソフトウェアのオープンソースコンポーネントの記録。 | VM | 3.b | * 提供されたソフトウェアの各リリースについて、文書化された手順に適切に従ったことを示すオープンソースコンポーネントの記録があるか？ | * オープンソースログは、各エントリが提供されたソフトウェアリリースまたは参照されたリリースと相互参照され、特定のリリースに関するすべてのログエントリのサブセットを作成できるようにソートできるようにメンテナンスされ、この手順が適切に順守されていることを示すものとする。 | * オープンソースログは、各エントリが提供されたソフトウェアリリースまたは参照されたリリースと相互参照され、特定のリリースに関するすべてのログエントリのサブセットを作成できるようにソートできるようにメンテナンスされ、この手順が適切に順守されていることを示すものとする。 |
| 3.3.1.R | * 提供されるソフトウェアを構築するために使用されるオープンソースコンポーネントの部品表を作成・管理するためのプロセスが存在することを保証する。 * 提供されるソフトウェアの配布に適用される義務と制限を理解するために、各コンポーネントのライセンス条項の体系的なレビューと承認をサポートするために、部品表が必要である。 | RT |  |  |  |  |
| 3.3.2 | * ライセンスコンプライアンス | H |  |  |  |  |
| 3.3.2.0 | * プログラムは、プログラム参加者が提供されるソフトウェアについて遭遇する一般的なオープンソースライセンスのユースケースを管理できるものでなければならない。 * ユースケースとしては、以下のようなものが考えられる(このリストは網羅的なものではなく、すべてのユースケースが当てはまるわけではないことに注意)。 * バイナリ形式で配布 * ソース形式で配布 * 他のオープンソースと統合されているため、追加のライセンス義務が発生する。 * 修正されたオープンソースを含んでいる * 提供されたソフトウェア内の他のコンポーネントと相互作用する、互換性のないライセンスのオープンソースまたはその他のソフトウェアが含まれている * 帰属条件付きのオープンソースを含む | RQ |  |  |  |  |
| 3.3.2.1 | * 提供されるソフトウェアのオープンソースコンポーネントに対する一般的なオープンソースライセンスのユースケースを取り扱うための文書化された手順。 | VM | 3.c | * 提供される各ソフトウェアリリースのオープンソースコンポーネントについて、少なくとも以下の一般的なオープンソースライセンスのユースケースを取り扱う手順を実施したか？   3.c.i バイナリ形式で配布される  3.c.ii ソース形式で配布される  3.c.iii コピーレフトの義務を引き起こす可能性のある他のオープンソースと統合する  3.c.iv 修正されたオープンソースを含む  3.c.v 提供されたソフトウェア内の他のコンポーネントと相互作用する、互換性のないライセンスのオープンソースまたはその他のソフトウェアが含まれている  3.c.vi 帰属条件付きのオープンソースを含む | * [付録2：ライセンス]には、提供されるソフトウェアの各リリースのコードを対象とするライセンスのリストが含まれており、各ライセンスが、バイナリ形式での配布、ソース形式での配布、強いまたは弱いコピーレフト、SaaSベースでの提供、改変、帰属条件をどのように扱っているかが分類されている。 * データベースに含まれないライセンスの下でリリースされたコードは[参考文献]に記載されているとおり、レビューにかけられるものとする。 * 提供されるソフトウェアのリリースにコードを含める場合は[付録3：ソースの許容基準]に従うものとする。 | * [付録2：ライセンス]には、提供されるソフトウェアの各リリースのコードを対象とするライセンスのリストが含まれており、各ライセンスが、バイナリ形式での配布、ソース形式での配布、強いまたは弱いコピーレフト、SaaSベースでの提供、改変、帰属要求をどのように扱っているかが分類されている。 * データベースに含まれないライセンスの下でリリースされたコードは[参考文献]に記載されているとおり、レビューにかけられるものとする。 * 提供されるソフトウェアのリリースにコードを含める場合は[付録3：ソースの許容基準]に従うものとする。 |
| 3.3.2.R | * 組織の一般的なオープンソースライセンスのユースケースに対応できるよう、プログラムが十分に堅牢であることを確保する。 * この活動をサポートするための手順が存在し、その手順が遵守されていること。 | RT |  |  |  |  |
| 3.4 | * コンプライアンスに関する成果物の作成と配布 | H |  |  |  |  |
| 3.4.1 | * コンプライアンスの成果物 | H |  |  |  |  |
| 3.4.1.0 | * 提供されたソフトウェアのコンプライアンス成果物一式を作成するプロセスが存在する。 | RQ |  |  | * オープンソースライセンスでは、ソースやバイナリの配布にさまざまな要件が課せられている。 * 実行中のコードによって、あるいは実行中のコードとともに表示されることを要求するものもあれば、帰属表示、著作権表示、免責事項などの内容や格納場所に関して要求をするものもある。 * また、コピーレフトライセンスでは、対応するソースのコピーを受信者または一般公衆が利用できるようにすることが求められる。 * これらの要求に従わない場合は、ライセンス違反になり、本ポリシー違反になり、深刻な結果を招く可能性がある。 * 便宜上、これらすべての資料を「コンプライアンス成果物」と呼び、提供されたソフトウェアの特定のリリースにそれらをまとめたものを「コンプライアンスログブック」と呼ぶ。 | * オープンソースライセンスでは、ソースやバイナリの配布にさまざまな要件が課せられている。 * 実行中のコードによって、あるいは実行中のコードとともに表示することを要求するものもあれば、帰属表示、著作権表示、免責事項などの内容や格納場所に関して要求をするものもある。 * また、コピーレフトライセンスでは、対応するソースのコピーを受信者または一般公衆が利用できるようにすることが求められる。 * これらの要求に従わない場合は、ライセンス違反になり、本ポリシー違反になり、深刻な結果を招く可能性がある。 * 便宜上、これらすべての資料を「コンプライアンス成果物」と呼び、提供されたソフトウェアの特定のリリースにそれらをまとめたものを「コンプライアンスログブック」と呼ぶ。 |
| 3.4.1.1 | * 識別されたライセンスで要求されたとおりに、コンプライアンスの成果物を作成し、提供されたソフトウェアとともに配布するプロセスを記述した文書化された手順。 | VM | 4.a | * 識別されたライセンスで要求されたとおりに、コンプライアンス成果物が提供されたソフトウェアとともに配布されることを確保するプロセスを記述した手順が文書化されているか？ | * 提供されたソフトウェアのリリースに組み込まれた各コンポーネントについて、適切なコンプライアンスの成果物を、そのリリースのコンプライアンスログブックにまとめなければならない。 * コンプライアンスログブックは、関連するライセンス条項に準拠した形式で作成しなければならない(例えば、ライセンスへのリンクではなく、ライセンスの具体的なテキストを提供する必要がある場合もある)。適切で、リリースの配布形態によって必要とされる場合には、コンプライアンスログブックは[リンク]でオンライン公開するものとする。 * 一般的には、テキストの一部(帰属表示や免責事項など)を提供することが許容される場合でも、コンプライアンスログブックに関連するライセンスのテキスト全体を提供することを勧める。 | * 提供されたソフトウェアのリリースに組み込まれた各コンポーネントについて、適切なコンプライアンスの成果物を、そのリリースのコンプライアンスログブックにまとめなければならない。 * コンプライアンスログブックは、関連するライセンス条項に準拠した形式で作成しなければならない(例えば、ライセンスへのリンクではなく、ライセンスの具体的なテキストを提供する必要がある場合もある)適切で、リリースの配布形態によって必要とされる場合には、コンプライアンスログブックは[リンク]でオンライン公開するものとする。 * 提供されたソフトウェアリリースの配布形態が、ソースコードを含む特定のリポジトリからのものである場合、プロジェクトのリポジトリは、識別されたライセンスのすべての要件に準拠していることを条件に、「コンプライアンスログブック」とみなされるものとし、したがって、本ポリシーの目的上、「公開」されているものとみなされる。 * 一般的には、テキストの一部(帰属表示や免責事項など)を提供することが許容される場合でも、コンプライアンスログブックに関連するライセンスのテキスト全体を提供することを推奨する。 |
| 3.4.1.2 | * 提供されたソフトウェアのコンプライアンス成果物のコピーをアーカイブするための手順が文書化されていること。 * アーカイブは、提供されたソフトウェアが最後に提供されてから合理的な期間(ドメイン、法的管轄権、および/または顧客契約によって決定される)、または識別されたライセンスで要求される期間(いずれか長い方)存在するように計画されている。 * この手順が適切に遵守されたことを示す記録が存在すること。 | VM | 4.b  4.c | * 提供されたソフトウェアのコンプライアンス成果物のコピーをアーカイブしているか？ * コンプライアンス成果物のコピーは、少なくとも提供されたソフトウェアが提供されている間、または識別されたライセンスで要求されている間(いずれか長い方)、アーカイブされているか？ | * 提供されたソフトウェアの以前のすべてのリリースのコンプライアンス成果物は[オープンソースログに]保持され、[参考文献を挿入]に定められたとおりアーカイブされるものとする。 | * 提供されたソフトウェアの以前のすべてのリリースのコンプライアンス成果物は[オープンソースログに]保持され、[参考文献を挿入]に定められたとおりアーカイブされるものとする。 |
| 3.4.1.R | * 識別されたライセンスで要求されているように、提供されたソフトウェアに付随するコンプライアンス成果物の作成において、合理的な業務的努力が行われていることを確認する。 | RT |  |  |  |  |
| 3.5 | * オープンソースコミュニティエンゲージメントの理解。 | H |  |  |  |  |
| 3.5.1 | * 貢献度 | H |  |  |  |  |
| 3.5.1.0 | 組織がオープンソースプロジェクトへの貢献を考慮しているのであれば、   * オープンソースプロジェクトへの貢献を管理する書面によるポリシーが存在すること * ポリシーは社内で周知されなければならない * ポリシーを実行するプロセスが存在する | RQ | 5.a | * 組織を代表してオープンソースプロジェクトに貢献することを規定したポリシーはあるか？ | * [当社のオープンソースプロジェクトには活発なコミュニティがあり[COMPANY]の内外を問わず参加を奨励している。詳しくは[当社のプロジェクトとコミュニティ]を参照]。 * 当社は、オープンソースプロジェクトに参加することの利点を認識している。 * それは、当社のチームの個人的な満足感から、当該プロジェクトを深く理解し、プロジェクト全体の動きの方向性に影響を与えることができること、また、当社が貢献したバグフィックスや機能強化が当社だけのものにならず(それは、時間の経過とともにプロジェクトをフォークしたことを意味し、サポートの頭痛の種になる)、サポートされる主要なリリースの一部になることである。   または   * 当社は、オープンソースプロジェクトの利点を認識し、その目標を支持する。オープンソースリエゾンが適切と判断した場合には、当社が選択したプロジェクトにバグフィックスやその他の素材を提供することがある。承認されていない貢献は、いかなる場合も当社のスタッフが行うことはできない。 | * 財団のオープンソースプロジェクトには活発なコミュニティがあり[FOUNDATION]の内外を問わず参加を奨励している。 * 財団は、関連する他のオープンソースプロジェクトに参加することの利点を認識している。 * それは、財団のチームの個人的な満足感から、当該プロジェクトを深く理解し、プロジェクト全体の動きの方向性に影響を与えることができること、また、財団が貢献したバグフィックスや機能強化が財団だけのものにならず(それは、時間の経過とともにプロジェクトをフォークしたことを意味し、サポートの頭痛の種になる)、サポートされる主要なリリースの一部になることである。 * また、オープンソースプロジェクトの相互運用性や、オープンスタンダードの遵守もサポートしている。 |
| 3.5.1.1 | 文書化されたオープンソース貢献ポリシー。 | VM |  |  | * 当社は[COMPANY]以外のオープンソース(およびそれに類する)プロジェクトへの参加をチームに奨励している。 * プロジェクトへの参加をご希望の方は、オープンソースコンプライアンスリードに詳細をご確認ください。 * [COMPANY]が関与しているプロジェクト以外にも、自分の時間を使って自由に他のプロジェクトに貢献してください。 * ただし、企業秘密および当社の知的財産に関する [COMPANY] に対する義務に注意のこと。 * このため[COMPANY]でのあなたの仕事と何らかの関連があるかもしれないプロジェクトへの貢献を開始する前に、オープンソースコンプライアンスリードに参加を許可しなければならない。   または   * 当社は通常[COMPANY]以外のオープンソース(およびそれに類する)プロジェクトへの参加を奨励しない。 [COMPANY]外のプロジェクトへの参加をご希望の方は、オープンソースリエゾンから明確な許可を得てください。 * これは、企業秘密と当社の知的財産に関連する、あなたの[COMPANY] への義務として必要です。 | * 財団は[FOUNDATION]以外のオープンソース(およびそれに類する)プロジェクトへの参加をチームに奨励している。 * プロジェクトへの参加をご希望の方は、オープンソースコンプライアンスリードに詳細をご確認ください。[FOUNDATION]が関与しているプロジェクト以外にも、自分の時間を使って自由に他のプロジェクトに貢献してください。 * ただし、財団の知的財産の取引に関する[FOUNDATION]に対する義務に注意のこと。 * このため[FOUNDATION]でのあなたの仕事と何らかの関連があるかもしれないプロジェクトへの貢献を開始する前に[オープンソースコンプライアンスリードB｜オープンソースリエゾン]に参加を許可しなければならない。 * 許可は、例外的な状況においてのみ保留される。 |
| 3.5.1.2 | * オープンソースへの貢献を管理するための文書化された手順。 | VM | 5.b | * オープンソースへの貢献を管理する手順を文書化しているか？ | * 承認されたオープンソースプロジェクトに貢献するために、原産地証明書、コントリビューターライセンス契約書、またはその他の文書への署名を求められる場合がある。 * 例えば、既に署名済みの包括契約書がある場合もある。 * オープンソースプロジェクトに貢献する前に、オープンソースコンプライアンスリードに確認し、文書化に関するすべての要件が満たされていることを確認する必要がある。 * この許可が得られれば、あなたは[COMPANY]の電子メールアドレスを使って登録し、貢献の提供者として名乗ることができる。 | * [FOUNDATION]を代表して外部のオープンソースプロジェクトに貢献するために、原産地証明書、コントリビューターライセンス契約書、またはその他の文書への署名を求められる場合がある。 * 例えば、既に署名済みの包括契約書がある場合もある。 * オープンソースプロジェクトに貢献する前に、オープンソースコンプライアンスリードに確認し、文書化に関するすべての要件が満たされていることを確認する必要がある。 * この許可が得られれば、あなたの電子メールアドレスを使って登録し、貢献の提供者として名乗ることができる。 |
| 3.5.1.3 | * すべてのプログラム参加者にオープンソース貢献ポリシーの存在を認識させるための文書化された手順(トレーニング、社内Wiki、またはその他の実用的なコミュニケーション方法を通じたものなど)。 | VM | 5.c | * すべてのソフトウェアスタッフにオープンソース貢献ポリシーの存在を認識させる手順を文書化しているか？ | * オープンソースプロジェクトへの貢献についての詳細は[こちら]を参照のこと。 * また、それに関するポリシーやトレーニングは、上記[参考：トレーニング]で言及されているトレーニングでカバーされている。 | * オープンソースプロジェクトへの貢献についての詳細は[こちら]を参照のこと。 * また、それに関するポリシーやトレーニングは、上記[参考：トレーニング]で言及されているトレーニングでカバーされている。 |
| 3.5.1.R | * 組織がオープンソースへの貢献を許可する場合、その意図は、組織が貢献ポリシーの策定と実施に合理的な配慮をしていることにある。 * オープンソース貢献ポリシーは、全体的なオープンソースポリシーの一部とすることも、独立したポリシーとすることもできる。 | RT |  |  |  |  |
| 3.6 | * 仕様要件への準拠 | H |  |  |  |  |
| 3.6.1 | * 適合性 | H |  |  |  |  |
| 3.6.1.0 | * プログラムがOpen Chainに適合していると判断されるためには、組織はプログラムが仕様書に示された要件を満たしていることを確認する必要がある。 | RQ |  |  | * [COMPANY]は、Linux FoundationのOpen Chainプロジェクトをサポートしている。 * これは、以下のことを保証するために設計されたの適合性プログラムである。   + 当社が持っていて使用しているコード   + 付随するライセンス義務に準拠している   + 当社のチームは、オープンソース・ライセンスと[COMPANY]内のコードの使用と展開に関する問題について訓練を受け、理解している   + [COMPANY]には、問い合わせに対応し当社のオープンソースの使用とデプロイをサポートできる社内外のオープンソース担当者がいる * 本ポリシーは、Open Chain Specification v2.1､ ISO/IEC 5230:2020に準拠するように慎重に設計されている。 * Open Chainプロジェクトの詳細については、Open ChainProject.orgを参照のこと。 | * [FOUNDATION]は、Linux FoundationのOpen Chainプロジェクトをサポートしている。 * これは、以下のことを保証するために設計されたの適合性プログラムである。   + 財団が持っていて使用しているコード   + 付随するライセンス義務に準拠している   + 財団のチームは、オープンソース・ライセンスと[FOUNDATION]内のコードの使用と展開に関する問題について訓練を受け、理解している   + [FOUNDATION]には、問い合わせに対応し当社のオープンソースの使用とデプロイをサポートできる社内外のオープンソース担当者がいる * 本ポリシーは、Open Chain Specification v2.1､ ISO/IEC 5230:2020に準拠するように慎重に設計されている。 * Open Chainプロジェクトの詳細については、Open ChainProject.orgを参照のこと。 |
| 3.6.1.1 | * 要求事項§3.1.4で指定されたプログラムが、本仕様のすべての要件を満たしていることを確認する文書。 | VM | 6.a | * 貴社のプログラムが本仕様書のすべての要件を満たしていることを確認する文書をお持ちであるか？ | * [COMPANY]は、以下のとおりであることを確認する。 * [日付]および[提供されたソフトウェアAを記述]に関して * [日付]および[提供されたソフトウェアBの記述]に関して * Open Chain Specification v2.1､ ISO/IEC 5230:2020 に準拠している * 当社の公開宣言はこちら[リンク] | * [FOUNDATION]は、以下のとおり確認する。 * [日付]および[提供されたソフトウェアAを記述]に関して * [日付]および[供給されたソフトウェアBの記述]に関して * Open Chain Specification v2.1､ ISO/IEC 5230:2020 に準拠している * 財団の公開宣言はこちら[リンク] |
| 3.6.1.R | * 組織がOpen Chainに準拠したプログラムを持っていると宣言する場合、そのプログラムが本仕様のすべての要件を満たしていることを確保する。 * これらの要件のサブセットを満たしているだけでは十分ではないと考えられる。 | RT |  |  |  |  |
| 3.6.2 | * 期間 | H |  |  |  |  |
| 3.6.2.0 | * Open Chain仕様v2.1に準拠したプログラムは、適合性検証を取得した日から18ヶ月間有効である。 * 適合性検証の登録手順は、Open ChainプロジェクトのWebサイトで確認できる。 | RQ |  |  |  |  |
| 3.6.2.1 | * 適合性検証を取得してから18ヶ月以内に、プログラムが本バージョンの仕様(v2.1)の要件をすべて満たしていることを確認した文書。 | VM | 6.b | * 過去18ヶ月以内にプログラムの適合性を確認したことを証明する文書があるか？ | * [COMPANY]は、適合性検証を取得した過去18ヶ月以内に、プログラムがOpen Chain Specification v2.1、ISO/IEC 5230:2020のすべての要件を満たしていることを確認している。 * [当社の公開宣言は、ここ[リンク]で見ることができる。] * [COMPANY]の適合性の確認は、少なくとも[12ヶ月|18ヶ月]の間隔でレビューされ、必要に応じて更新される。 * このオープンソースポリシーの有効性とパフォーマンスは[認定される同時に]レビューされ、必要に応じて本ポリシーに沿って変更がなされ、伝達される。 | * [FOUNDATION]は、適合性検証を取得した過去18ヶ月以内に、プログラムがOpen Chain Specification v2.1、ISO/IEC 5230:2020のすべての要件を満たしていることを確認している。 * 財団の公開宣言は、ここ[リンク]で見ることができる。 * [FOUNDATION]の適合性の確認は、少なくとも[12ヶ月|18ヶ月]の間隔でレビューされ、必要に応じて更新される。 * このオープンソースポリシーの有効性とパフォーマンスは[認定される同時に]レビューされ、必要に応じてこのポリシーに沿って変更がなされ、伝達される。 |
| 3.6.2.R | * 組織が長期にわたって適合性を主張するためには、プログラムが仕様に合わせて最新の状態を維持することが重要である。 * この要件は、組織が時間の経過とともにプログラムの適合性を主張し続けても、プログラムを支えるプロセスやコントロールが損なわれないことを確保するものである。 | RT |  |  |  |  |
|  |  | TX |  |  | * [記録されたクリックスルーによる承認メカニズムや、紙で行う場合には署名欄を追加する]。 * これを[チェック/サイン]して受け入れることで、あなたはこのオープンソースポリシーを理解して受け入れ、各プログラムの担当者とプログラムの目的、プログラム内でのあなたの貢献、およびプログラムの不適合の影響を認識している。 * 本ポリシーは[COMPANY]との雇用契約の一部を構成するものではなく、[COMPANY]があなたの同意を得ることなく、本オープンソースポリシーおよび関連プログラムを随時変更することに、あなたはここに同意するものとする。 | * [記録されたクリックスルーによる承認メカニズムや、紙で行う場合には署名欄を追加する]。 * これを[チェック/サイン]して受け入れることで、あなたはこのオープンソースポリシーを理解して受け入れ、各プログラムの担当者とプログラムの目的、プログラム内でのあなたの貢献、およびプログラムの不適合の影響を認識していることを確認する。 * 本ポリシーは[FOUNDATION]との雇用契約の一部を構成するものではなく、[FOUNDATION]があなたの同意を得ることなく、本オープンソースポリシーおよび関連プログラムを随時変更することに、あなたはここに同意するものとする。 |

| **付録1 - 役割と責任の例 - SAMPLE - UNOFFICIAL** | | | |  |  |  |  | |  | |  | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **役割コード** | **名前** | **就任日** | **E-Mail** | **電話番号** | **役割の説明** | | **能力と理解度(高レベル)** | | **能力と理解度(詳細)** | | **所要時間** |
| オープンソースコンプライアンスボードメンバ | CBM | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * オープンソースのコンプライアンスと戦略の全体的な責任を負うボードメンバーである * オープンソースコンプライアンスリードは直属の部下である * 問題は、オープンソースコンプライアンスリードからオープンソースコンプライアンスボードメンバにエスカレーションされる | | * IPリスク(オープンソース)、開発プロセス | | * 会社の管理体制、コミュニケーション能力 | | * 他の役割(例：CTO)と組み合わせることも可能 |
| オープンソースコンプライアンスリード | Clead | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * 会社のオープンソースコンプライアンスに関する日常的な経営責任を負うシニアマネージャー * オープンソースコンプライアンスボードメンバへの報告 | | * 会社の管理体制、オープンソースポリシー(プロセス)、ソフトウェアアーキテクチャ | | * IPリスク、開発プロセス、コミュニケーションスキル | | * フルタイム |
| オープンソースリエゾン | Liaison | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * オープンソースコンプライアンスリードに報告するマネージャーで、コミュニティリエゾン、プロジェクトコミュニティ管理、会社のオープンソース戦略に関する一般的な問い合わせ対応など、オープンソースに関する支援活動を担当する * また、オープンソースのライセンス問題に関連する外部からの問い合わせを受け付け、オープンソースポリシーに従って処理されることを保証する責任を負う | | * 会社の管理体制、オープンソースポリシー(プロセス)、ソフトウェアアーキテクチャ | | * IPリスク、開発プロセス | | * 他の役割(例：開発者)と組み合わせることも可能 |
| 外部の法律顧問 | ExtCounsel | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * オープンソースライセンスのコンプライアンスとプロセスに関する法的アドバイスを提供する * オープンソースコンプライアンスリードからの指示を受ける * 必要に応じて、他の管轄区域で適切なスキルを持つサードパーティの弁護士などを提案することもある | | * 会社の管理体制、オープンソースポリシー(プロセス)、ソフトウェアアーキテクチャ | | * IPリスクとライセンス問題、オープンソースのポリシーとプロセス(法的問題)、オープンソースのライセンス | | * 該当なし |
| ソフトウェア開発者（ジュニア) | JuniorDev | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * ラインマネージャーの綿密な管理のもと、ソフトウェアを開発する | | * チームの管理体制 * プログラムの下で開発される製品/プロジェクトの全体的なアーキテクチャ | | * プログラムに関連するコーディングスキル | |  |
| ソフトウェア開発者（シニア) | SeniorDev | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * ラインマネージャーの指示に従ってソフトウェアを開発する | | * 会社の管理体制、オープンソースポリシー(プロセス)、ソフトウェアアーキテクチャ | | * チーム運営体制 * オープンソースのポリシー * プロジェクトに関連するコーディングスキル | |  |
| 開発チームリーダー | DevLead | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * プログラムで開発された特定のソフトウェア製品またはプロジェクトの開発チームをリードする | | * 会社の管理体制、オープンソースポリシー(プロセス)、ソフトウェアアーキテクチャ | | * チーム運営体制、オープンソースポリシー、コーディングスキル * コミュニケーションスキルマネジメントスキル | |  |
| アーキテクト | Arch | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * プログラムで開発されたソフトウェアの全体的なアーキテクチャを設計する | | * チームの管理体制 * Open Chainのポリシーと手順 | | * プログラムの製品の全体的なアーキテクチャ * 業界標準や市場の発展に関する知識 * アーキテクチャの選択によって生じるIP問題に関する知識 * 製品の機能についての深い知識 * コミュニケーションスキル * クライアントのニーズの理解 | |  |
| リリースエンジニア | RelEng | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * プログラムで開発されたソフトウェアがリリース用にパッケージ化されていることを確認する | | * チームの管理体制 * Open Chainのポリシーと手順 | | * ライセンスに関連するIP問題、インバウンドおよびアウトバウンドライセンスの互換性 * BOMへのアクセスとコンプライアンス成果物のレビュー | |  |
| プロジェクトコミッター | ProjCom | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * 外部プロジェクトで会社を代表する | | * チームの管理体制 * Open Chainのポリシーと手順 | | * ライセンスに関連するIP問題 * 外部プロジェクトへの貢献に関する会社のポリシー | |  |
| DevOpsスペシャリスト | DevOps | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * 開発ツールチェーンを管理する | | * チームの管理体制 * Open Chainのポリシーと手順 | | * プログラムの製品の全体的なアーキテクチャ * 業界標準や市場の発展、ツールチェーンの利用可能性に関する知識 * ツールチェーンの選択によって生じるIP問題の知識 * コミュニケーション能力 * デベロッパーのニーズの理解 | |  |
| UIスペシャリスト | UIDev | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * ユーザーインターフェースの設計と実装を管理する | | * チームの管理体制 * Open Chainのポリシーと手順 * ツールチェーン | | * UIデザインに関する専門知識 * ユーザーのニーズの理解 * プログラムの製品アーキテクチャ | |  |
| UXスペシャリスト | UX | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * ユーザーエクスペリエンスの開発を評価し、管理する | | * チームの管理体制 * Open Chainのポリシーと手順 * DevOpsプロセス | | * UX分析、ユーザー心理、テスト手法(A/Bなど)に関する専門知識 | |  |
| 品質管理スペシャリスト | QM | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * ソフトウェアの品質管理に責任を持つ | | * チームの管理体制 * Open Chainのポリシーと手順 | | * 開発プロセスおよびプログラムの製品アーキテクチャの理解 * ツールチェーンの理解 * コミュニケーションスキル * セキュリティ問題とその修復に関する専門知識 | |  |
| ドキュメンテーションスペシャリスト | Doc | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * プログラムで開発されたソフトウェアのユーザードキュメントを作成する | | * プログラムの一環としてリリースされた製品のIP問題に関する法的マトリックス | | * 任意のプログラムに対する製品の機能性の理解 * コミュニケーションスキル | |  |
| 製品トレーナー | ProductTrain | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * プログラムの実施に関する外部ユーザーにトレーニングを実施する | | * 会社の開発理念と体制、Open Chainの顧客向けの要件 | | * 任意のプログラムに対する製品の機能性の理解 | |  |
| インターナルOpen Chainトレーナー | OCTrain | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * Open Chain仕様の会社での実装に関するプログラムスタッフにトレーニングを実施する | | * 会社の開発理念と体制 | | * Open Chainの目的、ポリシー、会社の実践と手順、コミュニケーションスキル | |  |
| 製品マーケティング | ProductMkt | [名前] | [日付] | [電子メールアドレス] | [電話番号] | * プログラムで開発されたソフトウェアを外部のユーザーに販売する責任を負う | | * 製品のライセンス体系 * 会社のサプライヤーと顧客にとってのOpen Chainの重要性 | | * マーケティングスキル | |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **付録2 - ライセンスグリッドの例 - SAMPLE - NOFFICIAL** |  |  | |  | |  | |
| **名前** | **SPDX 識別子** | | **タイプ** | | **コピーレフト** | | **SaaS みなし配布** |
| [3-clause BSD License](https://opensource.org/licenses/BSD-3-Clause) | BSD-3-Clause | | Permissive | | No | | No |
| [Apache License 2.0](https://opensource.org/licenses/Apache-2.0) | Apache-2.0 | | Permissive | | No | | No |
| [GNU Affero General Public License version 3](https://opensource.org/licenses/AGPL-3.0) | AGPL-3.0 | | SaaS | | Strong | | Yes |
| [GNU General Public License version 2](https://opensource.org/licenses/GPL-2.0) | GPL-2.0 | | Copyleft | | Strong | | No |
| [GNU General Public License version 3](https://opensource.org/licenses/GPL-3.0) | GPL-3.0 | | Copyleft | | Strong | | No |
| [GNU Lesser General Public License version 2.1](https://opensource.org/licenses/LGPL-2.1) | LGPL-2.1 | | Copyleft | | Weak | | No |
| [GNU Lesser General Public License version 3](https://opensource.org/licenses/LGPL-3.0) | LGPL-3.0 | | Copyleft | | Weak | | No |
| [MIT License](https://opensource.org/licenses/MIT) | MIT | | Permissive | | No | | No |
| [Mozilla Public License 1.0](https://opensource.org/licenses/MPL-1.0) | MPL-1.0 | | Copyleft | | Weak | | No |
| [Mozilla Public License 1.1](https://opensource.org/licenses/MPL-1.1) | MPL-1.1 | | Copyleft | | Weak | | No |
| [Mozilla Public License 2.0](https://opensource.org/licenses/MPL-2.0) | MPL-2.0 | | Copyleft | | Weak | | No |
|  |  |  | |  | |  | |
| SPDX 識別子 | SPDXは、ソフトウェアコードに関連するライセンスやその他の情報に一貫した識別子を提供するためのオープンスタンダードである  SPDX.orgを参照 | | | | | | |
| タイプ | Permissive = 最小限の下流義務  Copyleft = 同一または類似のライセンスで配布することを要求すること  SaaS = ネットワークを介したアクセスは配布とみなされる場合がある | | | | | | |
| コピーレフト | No = 許可されたライセンス  Weak = ファイルスコープ付きのコピーレフト  Strong = プロジェクトスコープ付きのコピーレフト | | | | | | |
| SaaS みなし配布 | ソフトウェアの機能がネットワーク経由でアクセスされる場合、たとえコードが配布されなくても、コピーレフトの効果が適用される場合がある | | | | | | |
|  |  |  | |  | |  | |
| **ライセンスの種類** |  |  | |  | |  | |
| Permissive | コードは別のライセンス(プロプライエタリを含む)で配布することができ、ソースを公開する必要はない | | | | | | |
| Weak Copyleft | 配布する場合は、該当するファイルを同じライセンスで公開し、ソースを利用できるようにしなければならない  コピーレフトの効果は、それにリンクされた他のファイルにはおよばない | | | | | | |
| Strong Copyleft | 配布する場合は、該当するファイルを同じライセンスで公開し、ソースを利用できるようにしなければならない  コピーレフトの効果は、それにリンクされた他のファイルにもおよぶ | | | | | | |
| SaaS | Strongコピーレフトに似ているが、ソフトウェアの機能をネットワーク上で利用できるようにすることは配布とみなされる | | | | | | |
| プロプライエタリ | 上記のカテゴリに該当しないライセンス | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **付録3 - ソースの受け入れプロセスの例 - SAMPLE - UNOFFICIAL** | | | | | | | | | | | | |
|  | | **ステップ** | | | **説明** | | | | | | | |
| 1 | | コードの**ユースケース**を特定する | | | そのコードを何に使うのか？関連するプロジェクトにどのようなアウトライセンス(もしあれば)を適用するか？ | | | | | | | |
| 2 | | コードの**出所を特定**する | | | そのコードはどこから来たのか？ | | | | | | | |
| 3 | | コードが提供されているライセンスを明示する | | | どのようなインライセンスが適用されるか？複数ある場合はどれを選択するか？ | | | | | | | |
| 4 | | コードを修正するかどうかを確認する | | | コードを修正する必要があるか？(そのため、ライセンスによっては追加の要件が発生する) | | | | | | | |
| 5 | | **コード選択フィルター**を適用する | | | そのコードがそのプロジェクトでの使用に受け入れられるかどうかを判断するため | | | | | | | |
| 6 | | その一部のコードに対して行われた選択を文書化する | | | トレーサビリティーに対するOpen Chainの要件に対応するため | | | | | | | |
| 7 | | その一部のコードに必要なコンプライアンス資料を作成する(該当する場合) | | | 当該ライセンスに基づく義務を遵守するため | | | | | | | |
| 8 | | 準拠方法を決定する(例：コード付きの物理的コピー、コンプライアンス資料へのリンク) | | | 当該ライセンスに基づく義務を遵守するため | | | | | | | |
| 9 | | コンプライアンス資料を公開する(該当する場合) | | | 当該ライセンスに基づく義務を遵守するため | | | | | | | |
| **ユースケース** | | | | | | | | | | | | |
|  | | **ユースケース** | | | **説明** | | | | | | | |
| 1 | | 内部 | | | 配布されないので、要件が少なくて済む | | | | | | | |
| 2 | | テストと限定配布 | | | 配布先が限定されているということは、特別な要件(ベータ版のお客様や信頼のパートナーに、お客様の監督下でのコンパイルを許可するなど)を設定できるということであり、コンプライアンス上の要件が軽減される | | | | | | | |
| 3 | | SaaSデプロイメント(サーバ) | | | ライセンス要件は、一部のライセンス(例：AGPL)にのみ関係する | | | | | | | |
| 4 | | SaaSデプロイメント(クライアント) | | | 配布と同じであるが、ソースコードの要件が自動的に満たされる場合がある(例：分かりにくくされていないjavascriptを提供すること) | | | | | | | |
| 5 | | 一般配布(ユーザーインストール可能) | | | このソフトウェアは、エンドユーザーがインストールするアプリとして提供される | | | | | | | |
| 6 | | 配布(組み込み機器) | | | 本ソフトウェアは、ファームウェアとして提供されるか？またはユーザー機器にプレインストールされるか？  インストール情報には特に注意が必要である | | | | | | | |
| 7 | | [COMPANY名前付きのプロジェクト] | | | 名前のついたプロジェクトには、カスタマイズされた要件がある場合がある | | | | | | | |
| **ソース受容性基準（出所を特定）** | | | | |  | | |  | | | | |
|  | | 基準や重み付けは各社が決定し、総合的に0(悪い)から10(完璧)の間で出力される | | | | | | | | | | |
|  | |  | | **例(悪い)** | | | | | **例(良い)** | | |
|  | | **スコア** | | **0** | | | | | **10** | | |
| 1 | | CMスポンサー | | なし | | | | | インテル/IBM/マイクロソフト/レッドハット | | |
| 2 | | 財団スポンサー | | なし | | | | | Linux Foundation/Apache Foundation/Eclipse Foundation | | |
| 3 | | コードの成熟度 | | 新しい | | | | | 老舗中の老舗 | | |
| 4 | | 安定性 | | プロジェクトが複数回フォークしている | | | | | プロジェクトは一度もフォークしていない | | |
| 5 | | アクティビティ | | 5年間コミットなし | | | | | 毎日の実質的なコミット | | |
| 6 | | 評判 | | 複数のエンフォースメントアクション | | | | | エンフォースメントアクションなし | | |
| 7 | | 品質 | | バグだらけ | | | | | 安定した | | |
| 8 | | セキュリティ | | 既知の複数のセキュリティ問題 | | | | | セキュリティ上の問題はない  0バイト以上のソフトウェアは該当しない | | |
| 9 | | コミュニティへの参加 | | 会社はこのコミュニティに関与しておらず、関与したくもない | | | | | コミュニティに深く関わっている、または関わりたいと考えている | | |
|  | | **コード選択フィルター**(組み合わせが指定されていない場合は、オープンソースコンプライアンスリードに照会されることがある) | | | | | | | | | | | |
|  | | （会社が独自のフィルターを決定する） | | | | | | | | | | | |
|  | | **ユースケース** | | | **ソースの受け入れ可能性** | | **ライセンス** | | | **修正** | **アウトカム** | **備考** | |
|  | | 内部 | | | >2 | | 任意 | | | 任意 | 許可 |  | |
|  | | テストおよび限定配布 | | | >4 | | Permissive | | | いいえ | 許可 |  | |
|  | | テストおよび限定配布 | | | >4 | | Permissive | | | はい | 許可 | 通知の提供と更新の確認 | |
|  | | テストおよび限定配布 | | | >4 | | SaaS Distribution | | | はい | 許可 | 受信者との契約が許可のユースケースをカバーしているかの確認 | |
|  | | SaaSデプロイメント(クライアント) | | | >6 | | Permissive | | | 任意 | 許可 | 通知の提供と更新の確認 | |
|  | | SaaSデプロイメント(クライアント) | | | >6 | | Copyleft | | | 任意 | 禁止 |  | |
|  | | SaaSデプロイメント(クライアント) | | | >6 | | Copyleft | | | いいえ | 互換性があれば許可 |  | |
|  | | SaaSデプロイメント(サーバ) | | | >6 | | SaaS Distribution | | | 任意 | 参照 |  | |
|  | | SaaSデプロイメント(サーバ) | | | >6 | | Copyleftト | | | 任意 | 許可 |  | |
|  | | SaaSデプロイメント(サーバ) | | | >6 | | Permissive | | | 任意 | 許可 |  | |
|  | | 一般配布(ユーザインストール可能) | | | >8 | | SaaS Distribution | | | はい | 禁止 |  | |
|  | | 一般配布(ユーザインストール可能) | | | >8 | | Strong Copyleft | | | 任意 | 禁止 |  | |
|  | | 一般配布(ユーザインストール可能) | | | >8 | | Weak Copyleft | | | いいえ | 許可 | 通知の提供と更新の確認、LGPLへの配慮 | |
|  | | 一般配布(ユーザインストール可能) | | | >8 | | Permissive | | | 任意 | 許可 | 通知の提供と更新の確認 | |
|  | | 配布(組み込み機器) | | | >8 | | SaaS Distribution | | | はい | 禁止 |  | |
|  | | 配布(組み込み機器) | | | >8 | | Strong Copyleft | | | 任意 | 禁止 |  | |
|  | | 配布(組み込み機器) | | | >8 | | Weak Copyleft | | | いいえ | LGPLv3以外は許可 | 通知の提供と更新の確認、LGPLへの配慮 | |
|  | | 配布(組み込み機器) | | | >8 | | Permissive | | | 任意 | 許可 | 通知の提供と更新の確認 | |
|  | | 任意 | | | <3 | | 任意 | | | 任意 | 禁止 |  | |
|  | | 任意 | | | >2 | | プロプライエタリ | | | 任意 | 参照 |  | |

**付録4 - インシデントプロセスの例 - SAMPLE - UNOFFICIAL**

インシデントの重大度基準

オープンソースのコンプライアンス違反事件の潜在的な重大性を判断する際に考慮されるべき要素

* レピュテーションリスク(お客様、投資家、影響を受けるOSSプロジェクト)
* 適合コンポーネントの可用性
* 再作業、または回避策を講じるためのコスト/容易さ
* 非準拠のコードが社内、社外、またはSaaSベースで展開されているか？
* 差止命令による救済の危険性
* 破損の危険性
* 独自のコードを公開することへの懸念
* お客様からクレームを受ける危険性
* 関連するオープンソースのエンフォースメントコード

インシデント対応基準

* 不適合通知の更新と公開
* 等価で準拠したコンポーネントの選択
* コンプライアンスに準拠したコンポーネントを含むためにコードの修正
* コンポーネントをコンプライアンスに適合させるために配布方式の変更
* コードをコンプライアンスに準拠させるために代替ライセンスの探し

**付録5 - トレーニングモジュールと要件の例 - SAMPLE - UNOFFICIAL**

| **モジュール** | **説明** | **CBM** | **Clead** | **Liaison** | **Ext**  **Counsel** | **Junior**  **Dev** | **Senior**  **Dev** | **Dev**  **Lead** | **Arch** | **RelEng** | **ProjCom** | **DevOps** | **UIDev** | **UX** | **QM** | **Doc** | **ProductTrain** | **OC**  **Train** | **ProductMkt** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Open Chainの紹介 | * The Open Chain Projectの簡単な歴史 * 誰が恩恵を受けるのか？ * どのように機能するのか？ * 主要なコンセプト * [COMPANY]のビジネスにとってなぜ良いのか？ * サプライヤーや顧客との関係 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| [COMPANY]でのOpen Chain | * [COMPANY]がオープンソースをどのように導入するか？ * ソフトウェア開発とプロジェクト体制 * 主要人物は誰か？ * 会社のポリシーの紹介 * どこでそれを見つけるか？ * 質問がある場合に誰に連絡するか？ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |  | 1 |  |
| 知的財産とは？ | * ソフトウェアに関する著作権、特許、その他の知的財産の紹介 * ライセンスとは何か？ * コンプライアンス違反の場合はどうなるのか？ | 1 | 1 | 1 |  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| オープンソースライセンスの紹介 | * オープンソースライセンスの主な種類 * オープンソースの定義と「4つの自由」 * プロプライエタリなライセンスやその他の非オープンソースライセンスとの対比 | 1 | 1 | 1 |  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |  |
| オープンソースコンプライアンスの紹介 | * なぜ、コンプライアンスが必要なのか？ * コンプライアンスとはどのようなものか？ * オープンソースライセンスに準拠するために必要とする典型的な事柄 | 1 | 1 | 1 |  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |  | 1 |  |
| オープンソースレビューのためのソフトウェアキーコンセプト | * ソフトウェアを他のソフトウェアと組み合わせるさまざまな方法と、それがコンプライアンスに与える影響 | 1 | 1 | 1 |  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |  |  | 1 |  |
| オープンソースレビューの実施 | * 会社はオープンソースライセンス義務の遵守を保証するためのプロセスをどのように管理しているか？ | 1 | 1 | 1 | 1 |  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |  |  | 1 |  |
| エンドトゥエンドのコンプライアンス管理 | * 会社はどのようにしてエンドツーエンドのコンプライアンス管理を使い、コンプライアンスを継続的に実現しているのか？ | 1 | 1 | 1 | 1 |  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| コンプライアンスの落とし穴の回避 | * 発生する可能性のある典型的な問題と、コンプライアンス違反をどのように報告し是正するか？ * 問題を特定する方法 * インバウンドおよびアウトバウンドライセンスの理解 | 1 | 1 | 1 |  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |  |  | 1 |  |
| 開発者ガイドライン | * そもそもの問題発生を最小限にする方法 * 会社のコード選択ポリシーがどのように機能するか？ |  | 1 | 1 | 1 | 1 |  |  |  |  | 1 | 1 |  |  |  |  |  | 1 |  |
| ツールの使用例 | * プロセスオートメーションはツールにどう役立つのか？ * いつ、どのように使うのか？ * 会社でのツーリングの使い方 |  | 1 | 1 | 1 | 1 |  |  |  |  | 1 | 1 |  |  |  |  |  | 1 |  |
| ツールの種類 | * 利用可能なツールの概要 |  | 1 | 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 1 |  |
| 外部のオープンソースプロジェクトへの貢献 | * どのようにしてオープンソースプロジェクトに関わることができるのか？ * その目的は何か？ * 法律や評判の観点から、どのようなことに留意しなければならないか？ | 1 | 1 | 1 |  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| プロジェクト別モジュール1 | * 会社がプロジェクト1に関して、オープンソースコンプライアンスポリシーをどのように適用するか？ | 1 | 1 | 1 |  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |  |
| プロジェクト別モジュール2 | * 会社がプロジェクト2に関して、オープンソースコンプライアンスポリシーをどのように適用するか？ | 1 | 1 | 1 |  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |  |